

各位

平成25年5月29日
都市綜研インベストファンド株式会社
代表取締役 柳瀬 健一

大阪府による業務の停止について

日頃は当社事業へのご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年5月29日付「不動産特定共同事業法に係る業務の一部停止60日間及び指示」について、本日、大阪府住宅まちづくり部建築振興課より決定した旨公表がありましたので、お知らせいたします。

- 業務の一部停止（不動産特定共同事業契約の締結、締結の代理又は媒介をする行為及び不動産特定共同事業契約の締結を勧誘する行為）
- 上記停止の期間・・・平成25年5月30日（木）～同年7月28日（日）

※尚、この処分に対し当社は、裁判所に処分の取消しの訴えを提起する予定です。

詳細につきましては、事業参加者の皆様への通知、及びホームページにおいて、随時ご報告申し上げます。

※また、対象不動産は健全に運営されており、引き続き予定通り配当を行って参ります。

事業参加者をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしました事を、改めて深くお詫び申し上げます。

以上